

## 本日の会議に付した事件

平成27年第1回山元町議会臨時会

平成27年1月27日（火）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第1号 土地の取得について
- 日程第 5 議案第2号 財産（土地）の処分について
- 日程第 6 議案第3号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 農業委員会委員の推薦について

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、6番遠藤龍之君、7番齋藤慶治君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜、会議別、内容の順に朗読いたします。

1月27日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議、以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

### 1、議会閉会中の動向

1月9日 群馬県中之条町議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

1月19日 亘理名取地区市町議会連絡協議会主催による議員研修会が開催され、出席しました。

1月22日 宮城県町村議会議長会理事会が開催され、出席しました。

1月23日 宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員6名が出席しました。

1月26日 第16回山元町新地町議会議員との交流会が開催されました。  
(総務民生常任委員会)

1月9日、19日 委員会が開かれました。  
(産建教育常任委員会)

1月16日 委員会が開かれました。  
(議会広報常任委員会)

12月15日、1月20日 委員会が開かれました。  
(議会運営委員会)

12月18日 委員会が開かれました。  
(全員協議会)

1月8日、14日、20日、23日 協議会が開かれました。

## 2、長送付議案等の受理

町長から議案3件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

## 3、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査の結果報告が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

## 4、説明員の出席要求

本臨時会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出された議案3件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。

改めて、おはようございます。

本日ここに平成27年第1回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

議案第1号「土地の取得について」は、防災集団移転事業の受け皿となります宮城病院周辺地区新市街地整備事業における土地の取得について議会の議決を受けようとするもの。議案第2号「財産（土地）の処分について」は、昨年1月28日に新工場建設に係る協定書を締結した岩機ダイカスト工業株式会社との土地売買契約の締結に当たり、議会の議決を受けようとするものであります。

続いて補正予算関係議案について申し上げます。議案第3号「平成26年度山元町一

般会計補正予算（第5号）案」については、歳入予算、財産収入の不動産売り払い収入について岩機ダイカスト工業株式会社からの土地売り払い収入を追加措置するものであり、それに見合う積立金として歳出予算総務費の財産管理費において土地の売り払い収入に伴う財源調整として財政調整基金の積立金を増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約3億円を増額し、総額248億2,000万円余とするものであります。

以上、平成27年第1回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課・室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。おはようございます。

議案第1号 土地の取得についてをご説明申し上げます。議案の概要につきましては、皆様のお手元に配布しております資料No.1でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上かつ5,000平方メートル以上の土地取得について議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、土地取得の目的ですが、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅建築時の宮城病院周辺地区の用地として取得するものでございます。

2、土地取得の内容でございますが、議案に記載しております高瀬字合戦原100番の1筆で、対象者は1名になります。用地取得場所につきましては附属資料の次のページの用地取得範囲図をご覧ください。今回の取得場所は赤線で囲ったエリアの1筆でございます。なお、エリア内の赤線で囲った三角の部分につきましては用地取得対象外でございます。

以上で土地取得の説明とさせていただきます。どうかご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回のこの提案の中で出てきている一応8万8,426.32平米、これについては宅地という形のそういった地目なんですけれども、全体を見ると非常に山も含めたと入っているような感じに見受けられるんですけれども、これについては国のものだという経過の中で具体的に来ておりますので、その辺については山でも、例えば原野でも全部国では宅地という形で町にある程度地目を税務課のほうに届けたりいろいろしているのかどうか。基本的には多分これは無税だということで、町がどのぐらいかわるかというのは私もちょっとわからない部分があるんですけれども、ただ、やはり町にあるそういった土地については課税対象になる部分がある、無税であっても。ですから、地目については町で全体を把握していくべきだなということで考えておりますので、この地目についてどういった部分、全体8万8,000平米、宅地という形の捉え方でありましてけれども、その辺はどういう経緯でこういうふうになって、

あと、例えばこれからダイカストとの関係の話も出てくると思うんですけども、土地の評価、宅地と山林とまた雑種地、それによっても単価が違ってくるという形で我々は常に買い取りの中でお話が出てきているので、その辺の基本的な考え方と宅地、地目についての考え方、教えていただければなと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいま岩佐議員からの質問でございますけれども、一応議案書のほうでは宅地と。8万8,000平米という数字を出しておりますけれども、これはあくまでも登記簿上のこれには宮城病院の土地は宅地ということで、前にも若干ご説明等したかと思っておりますけれども、うちのほうで町のほうとしまして鑑定士を入れまして、岩佐議員言われるように、見たところ山林とかそんなものがあるということで、鑑定士を入れまして大きく分けますと5種類ですか、5目に分かれます。宅地、雑種地、原野、山林、道路という鑑定の結果をいただいて、宮城病院と協議してきまして、宮城病院さんでもこれで了承していただいたということで、5種、宅地ではありませんけれども鑑定士を入れて5段階に鑑定をしたという結果でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。前にそれについてはちょっと説明していただいたので、ただ、税法上とか、あと町でこの地目を例えば考えるときに国でこういう形で宅地という形1筆でやるときに、買い取り価格というのはその現在の現況に応じて値段を決めたという部分はあるんですけども、ただ、こういう地目を考えるときに国であれば地目で例えば山でも雑種地でもこういう形になるのかどうかということをお話聞いたので、全体の評価だったり地目については今お話お聞きしたように、全体の5種類のそういった部分での積算をして不動産鑑定士の評価に基づいてこれを積み上げて金額にしたというのは理解しているんですけども、その前の段階でこの地目についての考え方ちょっとお伺いしたかったので、それについては税務課長か誰かわかっている人いないのか。例えば財政課長でもいいし教えていただければなと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。税務のほうでないもので今の部分、みな回答できるかちょっとわかりませんが、一応宮城病院の登記簿上、あそこは1筆で全面積20万885.88平米が1筆でみな宅地になっているということなんです。あと、この税に関しましては、数字ですか。20万885.88平方メートルでございます。なお、これにつきまして税務課のほうに課税対象がどうなっているのか私のほうから確認したところ、宮城病院の宅地については非課税だということで税務課からは伺っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町にある土地の評価で地目の関係で国が一応地籍的に地目的に今お話したように例えば宅地という形で一応法務局に届けてそれが宅地でなくてもそれで例えば国でやるから町にある土地で自分で登記すればそういう形でできるのかどうか、あるいは国の土地だからこそ地目的にこういう状況でもいいのかどうか。それをお伺いしたかったので、あと、先ほどの買い取り価格では現状の評価というのも実際に何回かお聞きしているもので理解をできるんですけども、その前段の部分でちょっとお聞きしたかったのでその辺についてご答弁いただければなと思いますので。

議長（阿部 均君）今の岩佐 隆君の質疑に対して。もう一度。こことここだと要点でお願いします。わかりにくいようですから。なかなか理解できない部分もあるようです。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。要点でお話ししているつもりなんですけれども、簡単に言えば我々が土地持っている場合に例えば税法上もそうだし畑でも宅地でもそういう評価の中

で一応町から地目として法務局に上げながら、あと町として評価をしていただくという形なんですけれども、国であれば例えば今言ったように全体を山であっても雑種地であっても宅地という形の地目で例えば法務局に届けたり町の管理としてそういう形で実際に国の土地だからいいのかどうか、それをちょっとお聞きしたかったんですけれども、個人が例えば国でなくても私は山だよという形で言えば山で地目も認められるし、あるいは町でもそういう形で認められていくのかどうかという部分をお聞きしたかったので、簡単にそういう形でお聞きしているんですけれども。その辺は多分担当の室長ではちょっとわからないと思うんですよ。税務課長かほかの人でなければ。その辺はご答弁いただければなと思います。

議長（阿部 均君）誰か答弁できる方がおりましたならばどうぞ。

暫時休憩といたします。

午前10時18分 休憩

---

午前10時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

10番岩佐 隆君の質疑に対する回答を求めます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。休憩時間、どうもありがとうございました。

岩佐議員の回答ですけれども、今税務のほうを確認したところ、登記簿上は先ほどから申し上げているように宅地ということなんですけれども、これは宮城病院のほうで法務局への申請主義ということになっていますので、役場のほうでは変更等の手を加えられないとか変更できないということでございます。あと、課税関係なんですけれども、現状課税が主義なんですけれども、現状は地目による課税となるんですが、現在非課税のためその対応はしていないということで税務課のほうからのお話でした。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。町で地目変更できるわけないので、それはそれで当たり前のお話ですけれども、実際に何でこういったお話をするかというところ、国のもので、それで平成16年5月12日に独立行政法人の国立病院機構でこれを所有権移転して病院機構のものになっているという形です。本当はこの時点で幾ら非課税であっても町として山林、宅地、あるいは雑種地、今回の5つの関係で買収したような形である程度の評価、これあくまでも町としての路線価格とかあるいは実態、それをこのぐらいの面積ですのできちっと把握しておく必要があるという形で私は思っているんですよ。それで、今回はたまたま買い取りになったという形ですけれども、全然実態がわからない中で不動産鑑定士を入れた中での評価だけに頼ると、あくまでもこれは町全体の土地の中にある部分でありますので、国から独立法人に行った時点で全体の税務課等で調査を入れながら地目、それについて実態にあわせた現況の地目による評価、それを私はきちっと今までやっておくべきだったなという形で考えておりますので、その辺については国の土地、あるいは独立法人、そして民間の土地、そういった評価の考え方についてちょっとお話をお伺いしたいなと思います。

議長（阿部 均君）どなたですか、ご答弁なさるのは。ご答弁なさる方は挙手を願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。国等の非課税に該当する団体等の土地の取り扱いというふうなお尋ね、確認だとい

うふうに思いますけれども、理想的な取り組みは岩佐議員ご指摘のような向きもあろうかというふうに思いますけれども、そういう非課税の部分の土地の変動というものを想定しにくい部分もございますので、実務的には私の知る範囲では山元町のみならず各自治体ではその場面、場面でしっかりとその現況に照らした形を確認をするという、そういう作業まではしていないのが実態でございます。また、それをする必要性も乏しいというようなこともございまして、一定の合理的な判断、対応というふうにさせていただいているのが全国的な傾向ではないのかなというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。実態がそうであっても16年度に行政法人に買い取りをして一応所有権移転しているという現状と、あとこの市街地の計画、一応市街地をつくるという計画が23年12月に全体の計画ができて、それで宮城病院そして坂元駅周辺、そして山下駅周辺という形で計画が進んでおったので、その時点でも町のある程度の評価を受けて今回の買い取りをする中での全体の評価につなげていただければ非常によかったのかなということで考えております。これからも国、あるいは独立法人、そして独立法人から民間という形になると思いますので、近隣のそういった路線価格等も含めて課税の対象のそういった部分、広げていくという形で考えていただきたいと思いますので、その辺については今回の独立法人からの買い取りを受けて考えていくべき部分があると思いますので、ぜひそれも検討材料にさせていただきたいということで考えております。

それで、次に移りたいと思います。いろいろこの件については議論をさせてもらって医療廃棄物、産業廃棄物の瑕疵担保条項の入れ込み、あるいは宮城病院側とのいろいろ覚書の提携とかいろいろ具体的な話もあったんですけども、覚書については具体的におつくりになってそれ取り交わしてきちっと瑕疵担保条項も、条項が入ってなくても民法上の条項の中できちっと担保できるような形で今回買い取りの中で覚書の提携をきちっとなさっているというお話も何回かお受けしたんですけども、それについては間違いないという形でよろしいんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。ただいまの瑕疵担保等につきましては、宮城病院のほうと協議書を取り交わして宮城病院からも同意書をいただいております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その同意書とその中身については我々議会でも見せていただけないんですけども、ある程度これは町長と議会の一般質問だったり特別委員会の議論の中でその覚書についても議会でお示しするという話も具体的には受けたんですけども、それについてはどうのお考えなのかお聞きしたいと思います。宮城病院側とそれは出せないという話で推移して中身については一応出せないような形なのか、あるいはきちっとその辺の部分についても議会に見ていただいてそれでこれから瑕疵担保も含めた形できちっと対応できるような体制なんだよということで考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には相対の取引というふうなことで、必要な条文整理をしながら契約以降もお互いに支障のない形を整えてきているというふうなことでございます。議会と執行部の信頼関係というふうな部分もあるわけでございますけれども、必要な部分についてはご確認いただくことはやぶさかではございません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。わかりました。今の常任委員会か特別委員会の中でちょっと確認をさせていただくということで、それについては了解です。

あと、全体の今回の土地の取得、これについて今回の条例提案で可決すればこれから

の部分だということになりますけれども、それで何回もこれについてはこれからの作業も含めての確認はしているんですけれども、ちょっと再確認という意味で具体的に多分事業計画室のほうで具体的なタイムスケジュール、きょうの買い取りを受けてこれからのタイムスケジュールについては多分お示ししていただけるのかなと思うので、その具体的なタイムスケジュールについてお示ししていただければなということで、今までの議論の中であったように災害公営住宅、宅地の分譲、あるいはここに書いてありますように公共用地的な部分のその造成とかいろいろ造成も含めたこれからの災害公営住宅、宅地の分譲、いろいろな全体でかかわる部分がありますのでタイムスケジュール、再確認の意味でも示していただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。今後のスケジュールということでよろしいでしょうか。きょう、用地契約の完了がありますと、それを受けまして今後造成工事ですとか住宅整備等に向けて早急に入札公告を行いまして、今年度末には工事を発注したいというふうに考えております。今後決定される業者さんには可能な限り工程を短縮できる技術提案を求めまして、1日でも早い入居を目指し28年度中の移転完了に向けて努めていきたいというふうに考えているというところでございます。

あと、宅地供給はいつごろになるのかということでしたでしょうか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今まで何をやってきたのかわからないということで今の答弁承りました。きちっと今お話ししたようにタイムスケジュール、これ遅れているんですよ。27年度に終わるとというのが1年遅れているので、もっと町民の皆様だったり被災者の皆さんにきちっとタイムスケジュールのこまい部分、例えば造成だったらどのぐらいの時期まで終わるのか。あるいは災害公営住宅だったら確認していますけれども、これについてもいつまで終わるのかね。それ造成の部分だけではなく全体の工程のタイムスケジュール、それ今までずっと積み重ねてきたのでその辺はきょう買い取りの中できちっとお示ししてもらわないと我々も町民にも1年遅れた部分の説明もできないし、あるいは被災者の人たち、宮城病院大分災害公営住宅も埋まってそれこそオーバーしている。そういった今まで待っててくれた皆さんの説明をするという形で言えば造成が今から買い取りしたのでいつまで終わるのかね、いつごろまで終わるのか。あるいはそこで災害公営住宅いつごろまでそのところある程度今まで事業計画室の中で積み上げてきた部分があると思うんですよ。そんなざっくりだったら今までと同じでしょう。そこは今の時点でどうなのか。具体的にきちっと今回提案する中で皆さんにお示しするという形で議会でお話ししていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。回答があちこちで大変申しわけございませんでした。

工程的な流れということで、岩佐議員の質問には私のほうから回答させていただきます。基本的にはきょうの契約の内容を議決をいただきまして、今我々考えているのは総合評価で年度内中に業者を選定したいというふうに考えております。そんな中で、もし年度内中に施工業者が決まりましたら詳細設計に入りまして、まあ4カ月、5カ月ぐらいでそれをできれば決められるような計画で我々今取り組んでおります。同時に準備工ということで、今まで山下・坂元同様設計施工一括発注することによりまして工期短縮を目指すという観点から、基本設計を実施設計を組みながら土木工事の準備工、あるいは仮設工も同時並行で行うというような流れになろうかと思ひます。それに伴ひまして

道路の土木の工事関係は平成28年度中に造成全て完了したいというふうに考えております。そんな中で一部、設計施工同時発注することによりまして分譲の供給開始も28年の10月を目標に考えております。並行して災害公営住宅の建築に当たりましては27年度の後半になりますが、28年2月ごろを目途に災害公営住宅の建築に入れればなというふうに考えております。

宮城病院の災害公営住宅の戸数も結構多いということもありまして、なお工事の工夫等も必要だと。その辺も含めて先ほど事業計画調整室長がお話ししました受注業者と協議をすることによりまして工期の短縮を図れる工法、あるいは手法等をその中で検討させていただくということでご理解を賜りたいとかように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。遅れているという部分を前提にしながら工程管理しっかりとしていくと今まで業者任せだったやつを本当に町と業者と一緒にになって工程管理をしながら作業を進めていかないと今のお話の中で分譲が28年の10月、あるいは災害公営住宅が28年の2月、これ以上遅れる形にならないように前段の基本的に業者の選定、あるいは詳細設計、基本設計、これは本当はある程度の形ができていますので前倒しでも本当はできる可能性もあるし、ここでどんどん短縮していかないと後の工事に入ってから工事の期日で詰めるというのはなかなか難しいと思うので、その部分はきちっと考えながら図面でできる部分について先行させながら業者発注まで持っていけるようにきちっと段取りをしていただく。それをきちっと町が主体的に工程の全体の管理をして進めるという形をお願いをしないとなかなか今言ったような形の日程までに終わらないということがあるので、これは再確認の意味で申し上げているのでせつかく今までいろいろあって土地を買うという形になったので、そこからいかに町の工程管理の中で詰められるかというのはこれから町の手腕も問われるので、ぜひ1年遅れた分をできるだけ取り返すような形の今回のタイムスケジュールをきちっと再確認しながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、我々もそれを基本にして対応したいというふうに考えております。そんな中で開発行為と諸手続等について同時並行でできればということで進んでいる状況であるということもご理解をいただきたいとかように思います。その辺は議員の皆様のご理解が得られないと前に進みませんので、よろしくご協力をお願いしたいということで、よろしくお願ひします。以上です。

議長（阿部 均君）町長のほうからもご答弁願ひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずもってこの廃棄物処理に不測の時間を要してしまったと、そしてまたお待ちいただいている被災者の皆様に結果として1年遅れになったというふうなことを改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

議員ご指摘の部分、もっともなことをございます。担当課長がお答えしたような方向で町としてもこれまでの2つの新駅周辺市街地の経験も踏まえながらできるだけ工程を圧縮できるような、そういうやりくりを随所に用いまして、予定されている1年後の移転完了をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思いますので、引き続きのご理解ご協力のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。簡単に2点ほど質問いたします。

先ほど、三角土地は取得対象外だと説明がありました。これの内訳をちょっと教えて

いただけますか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。先ほど申しました三角の部分については、宮城病院の井戸があるところでございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。違う。井戸の話ではなく、井戸はわかっているから何でここだけ残ったのか、それを知らなかったのね。真ん中だけぽつんとこの三角が残っているということが、本来だったらこれも全部取得するべきなのかなと俺は個人的に思っていたんですよ。たったこればりだったら大した金でもない。そこの内訳をちょっと伺いたわけです。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。この三角形の用地につきまして宮城病院の井戸用地ということでご説明あったとおりでございます。この井戸につきましては、宮城病院で使う水源になっておりまして、この井戸は宮城病院のほうで残すというようなことですので、今回の新市街地の造成にはちょっと使えないということで買収の面積から外させていただいているというところでございます。この件につきましては宮城病院とは協議済みということでございます。以上です。

1番（青田和夫君）はい、議長。今水源の話が出ましたけれども、この水は確かにそうなんです。今回宮城病院のほうで話を聞いたら、この井戸に関しては山の上、要するに150メートル上の山に再度井戸を掘るとそのような話を聞いているので、できればこの三角土地も一緒のほうがいいのではないのかなということで今伺ったわけです。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。基本的に水源で今使っているということですので、用地の買収の交渉の中では残すということで話がついているということでございます。今後、宮城病院のほうで井戸を掘られるということであれば、それはそれで水源が変わるということだと思うんですね。そのときにこの三角で残した土地がどうなるかということは、今のところ宮城病院とはまだお話がついているところではございません。以上です。

1番（青田和夫君）はい、議長。そうするとこれは井戸が山の上にあった場合は再度交渉する余地があるというふうに理解していいわけですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。この用地につきましては、あとは町としての必要性ですとかというのいろいろ考えなければならないということになると思います。病院のほうから町のほうでこの土地を使えないのかというお話があった場合は、町のほうで使える方法、活用する方法として何があるのかということも考えなければならないと思うんですよ。ですので、それは宮城病院との今後のお話があれば検討の余地はあるのかなと思います。以上です。

1番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、検討するというふうに理解をいたしました。これだけを残してしまうと、例えば団地が成立した場合、これの井戸水の調査または週に1回、1カ月に1回検査等々があると思うんですよ。これを他人の土地を通過して行く。周りを全部町で取得した場合、宮城病院はこの一角、三角土地だけ残る。そこで先ほどの、例えば宮城病院のほうから話があって、その交渉の土台には乗る。そのような理解でいいわけですよ。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。井戸を今使っているというところで、宮城病院としては維持メンテナンスが必要だということは理解しています。そのためのスペースはこの三角形の用地の中で宮城病院さんが使ってやられるということになると思います。ま

た、この井戸から宮城病院のほうに行く配水、給水の管ですけれども、これは新しく町の中で新市街地の中で造成される道路の下に布設するというので今計画を進んでいるというところでございます。以上です。

1 番（青田和夫君）はい、議長。それ聞いているわけではなく、例えば宮城病院からこの三角土地を例えば井戸の関係上別なところに移して掘った。そうしたらこの三角土地が要らなくなりますよね。要らなくなったときに宮城病院からこの土地も買っていただけませんかという話があったときには対応するというこの理解でいいですかということを知っているんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おおむねの考え方につきましてはただいま担当室長のほうからお答えしたような状況でございます、一義的には現段階では協議が整っている中の案件というようなことでございます。町として今後どういったものになるかわかりませんが、そういうご相談があれば相談には、それは相談そのものには乗るというふうなことになると思います。ただし、町としてその土地を取得する必要性、必然性というものを皆さんにもご理解いただけるようなものでなくちゃならないだろうというふうな考えの基本的な考えであるというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。できるだけ相談があった場合は相談に乗っていただきたい。

あと、もう1点。今工事やっていますけれども、その中での発掘調査。これは確認です。横穴古墳の話がいろいろ出ております。これは全国でも珍しいとそういう話があります。これの内訳を教えてください。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。今横穴古墳群、全国的に珍しいというふうなことですが、全国的に例がないわけではございませんで、いろいろなところに横穴古墳群が見られております。内訳としましては、詳細はまだ把握していませんけれども、40基を超える横穴古墳群が存在するというふうなことは確認されております。もう少し時間をいただければ、この横穴古墳群についての現地説明会を開催して皆さんにご説明申し上げられるようになるというふうに考えております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。今生涯課長が答弁したのは横穴古墳のやつで1層のやつだと思うんですよ。それは全国的にもまれにある。この部分に関しては2層、3層の話は今聞いたわけなんですよ。貴重なものだとその確認です。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。2層、3層二分については確かに貴重だというふうな話は聞いていますけれども、私の知識の中でどれほどの貴重性があるのかというふうなことについては判断できない部分がございます。宮城県で今調査に来ていただいておりますけれども、それらについては今のところ通常の横穴古墳群だというふうには聞いております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第1号 土地の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第5．議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第2号 財産の処分について、ご説明を申し上げます。説明のほうは第1回議会臨時会配布資料No.2の資料を使ってご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、700万円以上かつ5,000平方メートル以上の土地の処分について、議会の議決を要することからご提案させていただくものでございます。

財産処分の理由でございますが、企業誘致に伴う用地として町有財産、土地になりますが、を処分、売り払いするものでございます。

2点目、財産処分の内容でございますが、所在地、小平字北の入16番地7ほか13筆、地目雑種地、地積は13万5,443.88平方メートル、処分金額は3億7,651万6,675円になります。契約の相手方は岩機ダイカスト工業株式会社になります。あと、参考までに後ろのほうに図面をお付けしております。1枚おめくりいただきまして、対象土地平面図、地番ごとというカラーの図面があるかと思いますが、こちら黄色の部分とグレーの部分に分かれてございますが、このうち黄色の部分につきましてはのり面の対策工を別途する必要があるということで、完了後に引き渡しをする部分になります。その他のグレーの部分については今回議決いただきましたならば速やかに交渉して引き渡すというような流れになるかと思っております。

参考までに、あともう1枚めくっていただきまして、対象土地平面図、今度は不動産評価別ということになってございますが、主に今回の土地については右に凡例がございますけれども、宅地、山林、それぞれ有効宅地、のり地、それから自然緑地というような形でこちらの部分で評価をして算定した金額になっているということでございます。以上、議案の概要についてご説明を申し上げます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから議案第2号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議 長（阿部 均君）日程第6．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第3号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

まず、今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ3億105万7,000円を増額し、その結果、歳入歳出予算の総額が248億2,156万7,000円となっております。

それでは、今回歳入予算のほうからご説明をさせていただきますので、5ページをお開き願います。こちらにつきましては、先ほどご可決いただきました岩機ダイカスト工業に対する町有地の売却に伴う不動産の売り払い収入につきまして、先ほど予算外議案のところでも若干説明させていただきましたが、のり面対策工の実施に伴いまして今年度と来年度の2カ年に分けて土地を引き渡すということになりますことから、こちらには平成26年度分の収入を計上して補正するものでございます。以上が歳入予算の内容でございます。

次に歳出予算をご説明いたします。下、6ページをお開き願います。第2款総務費第1項総務管理費第5目財産管理費でございますが、歳入予算と同額の3億105万7,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。以上が今回の5号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議 長（阿部 均君）これから議案第3号 平成26年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）日程第7. 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議会推薦の農業委員は山元町議会先例42番により推薦人員は2人として、被推薦者は議長が議会に諮って決定することになっております。

お諮ります。議会推薦の農業委員に山元町小平字馬場14の1、鈴木京子君、山元町山寺字浜175番の2、佐藤拓実君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員に鈴木京子君、佐藤拓実君を推薦することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

大変、ご苦労さまでございました。

午前11時07分 閉会

---